平成２９年（フ）第１４１号
富山市上二杉５番地４　エクセルふたすぎ202号
破産者　榊原　　忍（旧姓林）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６５号
山梨県甲府市朝気３丁目９番22号　オアシス朝気202、前住所山梨県韮崎市龍岡町下條南割1051番地２
破産者　加藤　隆勇
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
山梨県甲斐市竜王新町１番地１、前住所兵庫県明石市東野町９番地の１　メゾンドール朝霧804号
破産者　丸尾　大輔
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
静岡県富士市前田691番地の８
破産者　石井　浩二
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０１４号
名古屋市中区新栄１丁目12番20号　プリンセス瓦町503号、開始決定時の住所名古屋市中区栄２丁目13番21号　ホープ白川707号
破産者　横井　　正
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２０号
名古屋市守山区鳥羽見２丁目12番８号　宝マンション新守山第８　603号
破産者　東　　好則
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１５号
大阪府東大阪市吉田５丁目15番11号
破産者　畑澤　寛泰
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６１号
大阪市淀川区新北野１―12―３　フレーバーⅡ番館406号、開始決定時大阪市淀川区塚本２丁目８番21―605号
破産者　松坂　幸泰
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８４号
大阪府箕面市小野原東３丁目９番５―104号、開始決定時大阪府箕面市小野原東３丁目９番５―201号
破産者　山川　達也
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２５号
大阪府大東市泉町１丁目11番５号
破産者　上原　由香（旧姓城家・浦）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２５号
大阪府高槻市寺谷町55番１号　クリアコート寺谷210号
破産者　渡辺　藤和
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５８号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目21番37号　エスパシオ西田辺304号
破産者　林昇福こと李昇永こと李昇福こと　李昇馥
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２７号
大阪府高槻市富田町５丁目18番19号　２階
破産者　杉原　織恵（旧姓竹村）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４８号
大阪市西成区梅南３丁目７番６号、前住所堺市東区引野町２丁134番地61
破産者　松本　英江
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目５番４―901号
破産者　藤本　　旭
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２２号
大阪市此花区酉島６丁目11番２号
破産者　窟　　雅彦
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９６号
大阪府東大阪市森河内西１丁目17番18号　Ｔ―Ｆｏｒｅｓｔ　Ａ棟　101号、前住所大阪市城東区永田３丁目８番15―812号　西村方
破産者　小沢　篤史
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５３号
大阪市生野区田島４―６―40　有料老人ホーム　心月内、開始決定時大阪市生野区舎利寺３丁目14番30号
破産者　巴プレスこと　辰巳　光由
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部